

つくば市令和5年（2023年）5月定例記者会見 資料一覧

令和5年（2023年）5月10日（水）

つくば市 市長公室 広報戦略課

- 1 つくば市高齢者電動アシスト自転車等購入費補助事業について
- 2 令和5年度タウンミーティングの開催について
- 3 つくばフェスティバル2023の開催について
- 4 第2次つくば市グローバル化基本指針の策定について
- 5 つくば市デジタル・ガバメント推進方針の策定について
- 6 第3次つくば市鳥獣被害防止計画の策定について
- 7 第2期つくば市空家等対策計画の策定について
- 8 つくば市水道事業経営戦略の策定について
- 9 つくば市イベント情報（2023年5月、6月）等

世界のあしたが見えるまち。

事 案 名	つくば市高齢者電動アシスト自転車等購入費補助事業
1 趣旨・目的	<p>高齢者の自動車に代わる移動手段の確保、社会参加の促進、心身の健康増進、介護予防を推進すること及び市内の自転車販売店を支援することを目的として、電動アシスト自転車及び自転車用ヘルメットを購入する際の費用の一部を補助するものです。</p>
2 日時	<p>令和5年5月8日（月）から交通安全講習会の受付を市ホームページ及び高齢福祉課窓口で開始しています。</p>
3 内容	<p>新品の電動アシスト自転車の本体購入費用の4分の3を補助します。補助額の上限は、2輪車が50,000円、3輪車・4輪車が120,000円です。令和4年度から令和5年度に運転免許証を自主返納した方には、2輪車は15,000円分、3輪車・4輪車は30,000円分の上乗せ補助があります。また、電動アシスト自転車購入費用の補助を受けた方で、新品の自転車用ヘルメットを同時購入された方に本体購入費用2,000円を上限に補助します。</p> <p>補助を受けるためには、市が実施する交通安全講習の受講が必要です。交通安全講習会は5月から7月までに5日間、9月から11月までに9日間、各日とも午前と午後の2回開催を予定しています。</p> <p>また、電動アシスト自転車は、市内のTSマークを取り扱う自転車販売店で購入し、TSマーク付帯保険に加入していただく必要があります。防犯登録も必要です。2輪車、3輪車、4輪車ともに国家公安委員会の型式認定を取得したものであるほか、2輪車はBAA安全・環境基準適合車であることが必要です。</p> <p>自転車用ヘルメットは市内の販売店で購入し、SGマーク、JCFマーク等の指定する安全基準を満たしたものであることが必要です。</p> <p>予算に達するか、交通安全講習会の全日程で定員になり次第終了します。</p>

<b>4 対象者等</b>	令和5年度内に満70歳以上となる市民（昭和29年3月31日以前生まれの市民）の方で、市が実施する交通安全講習を受講した方です。また、補助は1世帯につき1人で一回のみです。
<b>5 主催等</b>	交通安全講習はパナソニックサイクルテック（株）様にご協力をいただき実施します。
<b>資料等</b>	

<p><b>事 案 名</b></p>	<p>令和5年度タウンミーティングの開催について</p>
<p><b>1 趣旨・目的</b></p> <p><b>2 日時、場所</b></p> <p><b>3 実施方法</b></p> <p><b>4 内容</b></p> <p><b>5 対象者等</b></p> <p><b>6 特記事項</b></p>	<p>市長と市民が直接意見交換できる場、タウンミーティングを開催します。</p> <p>市民に市政への親近感を感じてもらうとともに、市民の意見を市政に生かし、市政に対する市民の理解、協力、参画意識を育んでもらうきっかけを作ることを目的としています。</p> <p>当日は、市長が市の施策等についてのプレゼンテーションを行うとともに、市長と参加者の自由な意見交換を行います。</p> <p>① 5月20日（土）10時～11時30分 大穂保健センター                  ② 5月20日（土）14時～15時30分 市民ホールつくばね ホール                  ③ 6月3日（土）10時～11時30分 市民ホールやたべ 視聴覚室                  ④ 6月3日（土）14時～15時30分 ふれあいプラザ 多目的ホール                  ⑤ 6月17日（土）10時～11時30分 老人福祉センター とよさと                  ⑥ 6月17日（土）15時30分～17時 桜総合体育館 会議室                  ※⑥のみ当初の予定から時間を変更しています。</p> <p>対面方式</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市長によるプレゼンテーション</li> <li>・市長と参加者の意見交換</li> </ul> <p>つくば市内在住・在勤・在学の方</p> <p>申込不要、途中入退出自由                  今後開催を予定しているオンラインタウンミーティングを含め、おひとりさまにつき1回のご参加とさせていただきます。</p>
<p><b>資 料 等</b></p>	<p>タウンミーティングチラシ</p>

事 案 名	つくばフェスティバル2023の開催について
1 趣旨・目的	つくば市の多種多様な魅力を市内外へ発信し、新緑の季節を彩る晴れやかなイベントとして、「つくばのいいところ“つめあわせ”～もっとつくばを好きになる2日間～」をテーマに2019年度以来4年ぶりに、前回同様の規模で開催します。
2 日時	令和5年(2023年)5月13日(土)・14日(日) 11:00～17:00
3 場所	つくばセンター広場、大清水公園
4 内容	ステージイベントのほか、多様な国の人が集うつくばならではの世界の料理や市内の食を味わえるグルメエリア、新鮮野菜の販売やキッチンカーなどによるマルシェエリア、科学の工作やアスレチックが楽しめる体験エリアを設置します。今回は、新たにつくばの地酒のほか飲食が楽しめる乾杯エリアを設置します。
5 対象者等 (対象者・参加予定者・実績など)	来場者数(想定) 15万人(2日間総計) ※前回(実績2019年度)15万人
6 主催等 (主催・共催・後援・協力など)	主催：つくばフェスティバル実行委員会 共催：つくば市/(一財)つくば市国際交流協会
7 特記事項 (改善点・工夫点・参加者の特徴など)	つくばの地酒、センターマルシェ、TSUKUBA創業プチMARKETなど、「つくばのいいところ“つめあわせ”」を感じられるイベントとして開催します。
資 料 等	つくばフェスティバル2023パンフレット

事 案 名	「第2次つくば市グローバル化基本指針」の策定について
1 趣旨・目的	<p>つくば市には令和4年10月1日現在、市の総人口の約4.6%に当たる11,721人、世界145の国籍・地域の外国人住民が居住しており、年々増加傾向にあります。また、近年は従来多かった研究者や留学生に加え、それ以外の様々な目的でつくばに居住する外国人市民も増加しており、必要とされる生活支援策も多様化している状況です。</p> <p>今後、国際化の一層の進展が見込まれることから、多様な担い手が連携・協力し、外国人市民にとっても、地域でともに暮らす日本人市民にとっても、安心して暮らせるまちづくりを推進するためのガイドラインとなる「第2次つくば市グローバル化基本指針」を策定しました。</p>
2 経過（パブコメ期間など）	<p>令和3年4月 第2次つくば市グローバル化基本指針策定懇話会（第1回）</p> <p>6月 つくば市外国人市民意識調査実施</p> <p>8月 第2次つくば市グローバル化基本指針策定懇話会（第2回）</p> <p>令和4年2月 第2次つくば市グローバル化基本指針策定懇話会（第3回）</p> <p>6月 第2次つくば市グローバル化基本指針策定懇話会（第4回）</p> <p>8月 第2次つくば市グローバル化基本指針策定懇話会（第5回）</p> <p>12月 パブリックコメント実施  <b>【実施期間】</b>12月2日～令和5年1月4日（34日間）  <b>【実施結果】</b>意見提出2名5件 ※別紙参照</p> <p>令和5年2月 第2次つくば市グローバル化基本指針策定懇話会（第6回）</p>
3 目指すゴールとゴールの実現に向けたテーマ	<p><b>【目指すゴール】</b>「外国人・日本人の区別なく、すべての人にとって住みやすいグローバル都市」</p> <p><b>【ゴールの実現に向けたテーマ】</b></p> <p>①日本人も外国人も快適で安全安心に暮らせる環境に</p> <p>②国籍を問わず、市民が持ち味を生かして活躍できる環境に</p> <p>③国内外との多様な連携・交流や国際社会へ向けた情報発信により、世界とつながる都市に</p>
4 基本施策	<p>「外国人市民への生活サポートの充実」や「国際交流や国際理解の推進による多文化共生の実現」「国際連携・交流の推進による世界に向けたつくばの魅力・情報の発信」等、ゴールの実現に向けたテーマに沿って、それぞれ3つの基本施策を掲げました。</p>

<p>5 本計画のポイント</p>	<p>外国人を支援の対象とするだけでなく、外国人が地域社会におけるプレイヤーとして、日本人とともに活躍できることを目指すということは、第2次指針で取り入れた新しい視点です。</p> <p>また、今回つくば市として初めて、18歳以上の外国人市民を対象に「つくば市外国人市民意識調査」を実施し、その結果を指針に反映しています。なお、指針案の概要版を英語・中国語・韓国語でも作成し、多言語でもパブリックコメントを実施しました。（外国人からの意見提出は0件）</p>
<p>6 前回からの変更点</p>	<p>推進期間を5年から10年に変更しました。また、第1次指針は「理念」「基本施策」「個別施策」「主な取組」の4層構造でしたが、第2次指針では「目指すゴール」「ゴールの実現に向けたテーマ」「基本施策」の3層構造とし、「主な取組」に該当する内容は、3年ごとにアクションプランとして別途作成します。</p>
<p>7 今後の予定</p>	<p>ホームページにデータを掲載し、周知を図るとともに、概要版は英語・中国語・韓国語を用意し、多言語ホームページに掲載することで、日本語を母語としない市民等にも広く共有を図ります。</p>
<p>資料等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第2次つくば市グローバル化基本指針</li> <li>・ 第2次つくば市グローバル化基本指針概要版</li> </ul>

事 案 名	つくば市デジタル・ガバメント推進方針の策定について
1 趣旨・目的	<p>市の情報化施策を推進するため、スマートフォンの急速な普及や情報通信技術（ICT）に係る技術革新、官民データ活用推進基本法の施行等の国の情報化政策を踏まえて策定された「つくば市情報化推進計画（2018–2022）」が2022年度に期間満了を迎えたことから、これに代わる情報化施策推進の方針として、「つくば市デジタル・ガバメント推進方針」を新たに策定しました。</p>
2 方針概要	<p>これまでのように期間が5か年に渡る計画では、日々進展するICTや国の動向への対応が困難になることが予想されることから、長期的なビジョンを示す「推進方針」と、個別施策の具体的な取組を示す「アクションプラン」の構造に分け、「つくば市デジタル・ガバメント推進方針」として策定しています。</p>
3 本方針のポイント	<p>国の施策や方針に従うとともに、ICTに関する市の施策等を集約化・一覧化することで、全体の相互関係を明示し付加価値を生み出すことを目的としています。また、本方針の目指すべき社会像と主要な取組は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 目指すべき社会像             <ul style="list-style-type: none"> <li>① シビック・データ・イノベーション 多様な市民がデータを用いて自ら地域課題を解決できる社会</li> <li>② パーソナライズ&amp;プッシュ 市民が必要な情報を適時・的確な形で受け取り、活用できる社会</li> </ul> </li> <li>◆ 主要な取組（方針の柱）             <ul style="list-style-type: none"> <li>① データで市民と豊かになるまち</li> <li>② デジタルを基本とした行政サービス</li> <li>③ 誰もが参加できるデジタル社会</li> <li>④ デジタル人材の育成・活用</li> <li>⑤ デジタル活用したワークライフバランスの向上</li> <li>⑥ 安全・安心な情報インフラ</li> </ul> </li> </ul>
4 経過	<p>(1) 令和4年（2022年）5月 市民参加型ワークショップ Hack My Tsukuba 特別編 開催 （背景資料作成のための市民意見の聴取）</p> <p>(2) 令和4年（2022年）6月、10月、11月 デジタル・ガバメント推進本部会議 開催</p>



<p>5 今後の予定</p>	<p>(方針案の策定、旧計画の進捗確認、庁内調整等)</p> <p>(3) 令和5年(2023年)2月1日から同年3月2日まで パブリックコメント 実施 実施結果:意見提出 0件 意見による修正 0件 修正箇所:7か所(別紙のとおり) ※組織改編に伴う部署の名称、軽微な語句修正等</p> <p>(4) 令和5年(2023年)4月1日 つくば市デジタル・ガバメント推進方針 施行</p> <p>推進方針は、未来構想のマイルストーンである2030年を見据え随時見直しを行い、アクションプランは年に一度、進捗状況の確認と修正を行います。</p>
<p>資料等</p>	<p>つくば市デジタル・ガバメント推進方針</p>

事 案 名	「第3次つくば市鳥獣被害防止計画」の策定について																																		
1 趣旨・目的	<p>「鳥獣被害防止計画」は、鳥獣による農作物等の被害防止を目的に、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」に基づき、市町村が策定する計画です。</p> <p>「第2次つくば市鳥獣被害防止計画」の計画期間が令和4年度までであることから、新たに「第3次つくば市鳥獣被害防止計画」（計画期間は3年）を策定しました。</p>																																		
2 経過	<p>(1) 令和4年(2022年)6月10日、7月25日、1月18日 つくば市鳥獣被害防止対策協議会を開催し、計画案を審議</p> <p>(2) パブリックコメントの実施 令和4年(2022年)12月2日～令和5年(2023年)1月4日 意見提出：3名 意見による訂正：なし パブリックコメントによらない修正：3件</p> <p>(3) 茨城県との本計画についての協議 「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」の第4条の規定に基づき、茨城県と協議した結果、令和5年3月30日付で、同意の回答</p> <p>(4) 令和5年4月 HPで公表</p>																																		
3 基本目標	<p>農作物の被害軽減目標</p> <table border="1" data-bbox="456 1352 1422 1491"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>現状値（令和3年度）</th> <th>目標値（令和7年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被害面積</td> <td>689ha</td> <td>482ha</td> </tr> <tr> <td>被害金額</td> <td>10,278千円</td> <td>7,194千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>対象捕獲頭数</p> <table border="1" data-bbox="456 1536 1422 1816"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象鳥獣</th> <th colspan="3">捕獲計画頭数</th> </tr> <tr> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イノシシ</td> <td>370頭</td> <td>370頭</td> <td>370頭</td> </tr> <tr> <td>カラス</td> <td>350羽</td> <td>350羽</td> <td>350羽</td> </tr> <tr> <td>ハクビシン</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>アライグマ</td> <td>300頭</td> <td>300頭</td> <td>300頭</td> </tr> </tbody> </table>			指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和7年度）	被害面積	689ha	482ha	被害金額	10,278千円	7,194千円	対象鳥獣	捕獲計画頭数			令和5年度	令和6年度	令和7年度	イノシシ	370頭	370頭	370頭	カラス	350羽	350羽	350羽	ハクビシン	—	—	—	アライグマ	300頭	300頭	300頭
指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和7年度）																																	
被害面積	689ha	482ha																																	
被害金額	10,278千円	7,194千円																																	
対象鳥獣	捕獲計画頭数																																		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度																																
イノシシ	370頭	370頭	370頭																																
カラス	350羽	350羽	350羽																																
ハクビシン	—	—	—																																
アライグマ	300頭	300頭	300頭																																

<p><b>4 基本施策</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鳥獣被害防止対策に対して、関係機関が連携して強化を図る。</li> <li>・ 効果的な時期に有害鳥獣の捕獲を実施する。</li> <li>・ 地域ぐるみによる鳥獣被害防止の環境づくりの啓発を行う。</li> <li>・ 国や県の補助金を活用し、防護柵等の設置などの対策を推進する。</li> <li>・ ICT機器の導入による捕獲の効率化について検討する。</li> </ul>
<p><b>5 前回からの変更点</b></p>	<p>被害防止の対象鳥獣について、これまでのイノシシ、カラスに加え、アライグマ、ハクビシンを追加。</p>
<p><b>資料等</b></p>	<p>第3次つくば市鳥獣被害防止計画</p>

事 案 名	第2期つくば市空家等対策計画の策定について
1 趣旨・目的	<p>空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、空家等に対する施策を総合的かつ計画的に実施するために平成30年（2018年）3月に「つくば市空家等対策計画」を策定しました。当計画が令和4年度末に計画終期を迎えることから、本市の現状に鑑みてこれまでの施策の効果を検証し、空家等対策のさらなる推進を図るため、令和5年4月を始期とする「第2期つくば市空家等対策計画」を策定しました。</p>
2 経過（パブコメ期間など）	<p>令和4年7月 第1回つくば市空家等対策協議会              8月～10月 つくば市内空家等実態調査              10月 第2回つくば市空家等対策協議会              12月 第3回つくば市空家等対策協議会              12月 庁内意見照会</p> <p>令和5年3月 第4回つくば市空家等対策協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パブコメ実施期間 令和5年2月1日～3月2日</li> <li>・実施結果：意見提出なし</li> </ul>
3 基本施策	<p>(1) 空家等の所有者等による適切な管理の促進              (2) 空家等や除却跡地の利活用の促進</p>
4 本計画のポイント	<p>空家実態調査を行った結果、市内の空家の総数は前回調査（H28年）時より減少しましたが、管理が適切に行われず対応が必要な空家の数は、前回調査時より増加しており、対応が必要な住宅で前回調査時以降に空家となったものは、4割を超えています。</p> <p>一方、市内では民間の不動産事業者による中古住宅の流通が相当数行われていますが、空家所有者等アンケート調査結果では、住宅について売却や賃貸の募集をしていない所有者等が約8割であり、また、相続物件のうち6割が相続手続きを行っていません。</p> <p>このような状況から、将来の相続や転居した後の活用等について所有者等が検討することを推進する取り組みや、空家等の活用の周知をさらに推進する必要があると考え、基本方針や今後の施策を定めました。</p>

7 成果指標	<p>(1) 管理不全な空家等の数について、20パーセント削減する。</p> <p>(2) 空家バンクの新規登録物件数を10件/年度以上とする。</p> <p>(3) 無料相談会及び空家バンクの両方を知っている割合を50パーセント以上とする。</p>
8 前回からの変更点	<p>空家等対策の基本的な方針は、前計画を引き継いでいますが、これまでの施策の実績や課題を踏まえ見直しを行いました。改定の主な内容としては、相続を機会とした空家の発生に関する対策として福祉部局と連携したエンディングノートの活用検討や、遠方にお住まいの空家所有者への対応としてのオンライン相談会の検討、空家バンクについて、市内の中古住宅市場との役割分担等を図ること、補助金制度を利用しやすくすることの検討等となります。</p>
9 今後の予定	<p>令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年）までの5カ年を対象対象期間として、第2期計画の施策を実施していきます。</p>
資料等	<p>第2期つくば市空家等対策計画 第2期つくば市空家等対策計画 概要版</p>

<p><b>事 案 名</b></p>	<p>「つくば市水道事業経営戦略」の策定について</p>
<p><b>1 趣旨・目的</b></p>	<p>未来にわたり安全安心な水道水を供給し、当たり前前の日常を維持していくためには、水道事業の経営等についての的確な現状把握を行った上で、中長期的な視野に基づく計画的な経営に取り組み、効率化、経営健全化を行うことが必要となります。</p> <p>これらのことを実現するために、中長期的な経営の基本計画として「経営戦略」を策定しました。</p>
<p><b>2 パブコメ実施結果</b></p>	<p>パブコメ実施期間：令和5年2月1日（水）～3月2日（木）</p> <p>実施結果：意見提出 1名3件</p> <p>パブリックコメントで提出された意見を基に経営戦略を修正し、つくば市上下水道審議会で審議の上、策定しました。</p>
<p><b>3 経過</b></p>	<p>有識者・市民等を含めた「つくば市上下水道審議会」を開催しました。（令和4年10月～令和5年3月 計5回）</p> <p>令和5年3月に策定し、つくば市ホームページに公表しています。</p>
<p><b>4 概要</b></p>	<p>計画期間は、令和5年度～令和14年度の10年間です。</p> <p>経営戦略の構成は、次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 経営戦略策定の経緯</li> <li>(2) 事業概要</li> <li>(3) 将来の事業環境の予測</li> <li>(4) 経営の基本方針</li> <li>(5) 投資・財政計画（収支計画）</li> <li>(6) 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項</li> </ul>
<p><b>5 基本方針</b></p>	<p>経営の基本理念として「地域とともに、信頼を未来につなぐつくばの水道」を掲げ、安定的に水道事業が持続できるよう「持続」「安全」「強靱」の実現を目指します。</p>
<p><b>6 本計画のポイント</b></p>	<p>経営戦略は、水道事業の今後10年間における経営の基本計画となります。投資・財政計画にて財政シミュレーションを行っていますが、今後の決算や社会情勢等により計画との間に大きな乖離が認められた場合には、計画の見直しや再検討を実施します。</p>
<p><b>資 料 等</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・つくば市水道事業経営戦略（概要）</li> <li>・つくば市水道事業経営戦略</li> </ul>